

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

☞ 営業者の名義変更

Q：私は、長男と一緒に食料品の小売業を営んでいますが、私も老齢になったので、営業の名義を長男に変更して、事業を継がせたく思っています。

ところで、事業を後継者へ引き継ぐと贈与税がかかるそうですが、本当でしょうか。

A：営業用の財産の価額から営業上の負債の金額を差し引いた残りの金額が、贈与税の課税対象になります。

【解説】

事業を後継者へ承継するという事は、事業上の財産や債務を後継者へ引き継ぐということですから、プラスの財産（現金、預貯金、商品、売掛金等）からマイナスの財産（借入金、買掛金等）を差し引いた純資産が後継者へ贈与されることになります。

したがって、営業名義を変更して、無償で事業を譲られた場合、あなたから長男へ引き継ぐ事業上の純資産が60万円を超えると、後継者である長男に贈与税がかかります。

逆に、プラスの財産よりマイナスの財産の方が大きい場合には、その差額に相当する金額を長男が無償で引き受けたことになり、あなたに贈与税がかかることになります。

なお、事業上の財産といっても、建物（店舗、工場、事務所等）や土地（店舗等の敷地）については、後継者へ贈与しないことにすれば、その部分には贈与税はかかりません。

